

※下線部が改正事項

持続可能な開発のための教育に関する関係省庁連絡会議
の開催について（一部改正案）

平成27年2月13日
関係省庁申合せ
平成29年3月1日
一部改正
令和2年月日
一部改正

1. 持続可能な開発のための教育に係る施策の実施について、関係行政機関相互間の緊密な連携を図り、総合的かつ効果的な推進を図るため、持続可能な開発のための教育に関する関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。
2. 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

議長	文部科学事務次官 環境事務次官
構成員	内閣官房内閣審議官 内閣府大臣官房総括審議官 消費者庁次長 総務省大臣官房長 外務省地球規模課題審議官 文部科学省国際統括官 農林水産省農村振興局長 経済産業省産業技術環境局長 国土交通省総合政策局長 環境省総合環境政策統括官
オブザーバー	法務省人権擁護局長 厚生労働省政策統括官（労働担当）

3. 連絡会議に幹事を置く。幹事は、関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者とする。
4. 議長は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。
5. 連絡会議の庶務は、文部科学省及び環境省において処理する。
6. 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

持続可能な開発のための教育に関する関係省庁連絡会議
幹事会

内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）

内閣府大臣官房国際室長

消費者教育・地方協力課長

総務省大臣官房企画課長

外務省国際協力局地球環境課長

文部科学省大臣官房国際課長

農林水産省農村振興局農村政策部農村政策推進室長

経済産業省産業技術環境局環境調和産業・技術室長

国土交通省総合政策局環境政策課長

環境省大臣官房総合政策課環境教育推進室長

オブザーバー

法務省人権擁護局人権啓発課長

厚生労働省政策統括官付労働政策担当参事官